

食の安全と消費者の 信頼の確保に向けて



令和7年1月

中国四国農政局 消費・安全部

<http://www.maff.go.jp/chushi/>

農林水産省

中国四国農政局

企画調整室

総務課、会計課

消費・安全部

生産部

経営・事業支援部

農村振興部

統計部

消費生活課

- ・ 消費者への情報提供
- ・ 消費者団体等との意見交換会の開催
- ・ 消費者の部屋の管理・運営
- ・ 消費者相談窓口
- ・ 食育の推進
- ・ 円滑な食品アクセスの確保

米穀流通・食品表示監視課

- ・ 食品表示の監視・指導
- ・ 米穀等の流通の監視・指導
- ・ 牛トレーサビリティ制度（流通段階）の監視
- ・ 水産流通適正化制度の監視
- ・ 農産物検査の公正な実施の確保
- ・ 食品表示110番窓口
- ・ 食品表示、トレーサビリティ等関連制度の普及啓発

農産安全管理課

- ・ 農薬・肥料の適正使用の確保、肥料の登録更新
- ・ 土壌及び農産物中に含まれる有害化学物質、有害微生物の実態調査及び汚染の防止
- ・ 病虫害の発生予察及び防除

畜水産安全管理課

- ・ 家畜伝染病の発生・まん延防止
- ・ 牛トレーサビリティ制度（生産段階）の監視
- ・ ペットフードの安全確保
- ・ 動物用医薬品製造販売業者等の許可及び登録
- ・ 飼料製造業者等の届出受付及び収去

各県拠点 消費・安全チーム

- ・ 県拠点管内の監視業務

食と農に関する情報提供を行っています。

消費者団体とのコミュニケーションを図る「消費者団体との意見交換会」を開催し、食品の安全や食品に関する知識、関連施策等の情報提供や普及啓発を行っています。

日々の暮らしの中で、「この食品は安全?」、「将来、食料や農業は大丈夫?」といった疑問にお答えする「出前講座」に職員を派遣しています。

農政局では、身近な食生活の情報や農林水産省の取組などをパネルや動画を通じて、皆さまに分かりやすくお伝えする「消費者の部屋」を開設しています。

また、「消費者相談窓口」を設置し、消費者の皆さまからの農林水産業、食品産業、食料、食生活等についてのご相談を承っております。



消費者団体等との意見交換会



出前講座
「食と農の知っ得講座」



岡山第2合同庁舎1階
「消費者の部屋」

食育に関する普及啓発を行っています。

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることが重要です。

このため、食育推進基本計画に基づき、市町村食育推進計画の策定に向けた働きかけ、食育実践者に対する支援を行っています。

また、食育セミナー等の開催や食育関連イベント等への出展を行うとともに、農林漁業体験活動の情報発信を行っています。



食育関連イベントへの出展



農林漁業体験の
情報発信

食品の信頼を確保するための表示とトレーサビリティ

食品表示の監視・指導を行っています。

食品表示法により生鮮食品及び加工食品に名称や原産地等の表示が義務づけられています。

また、JAS法により、有機JASマークが付されていない農産物等に「有機」等の表示をすることは禁止されています。

このような食品の表示が適正に行われているか、小売店や食品製造事業者等を巡回し、表示状況の監視・指導を行っています。

食品の偽装表示や不適切な食品表示に関する情報の受付窓口として「食品表示110番」を設置し、提供された情報により不適正表示が確認された場合は、是正指導を行っています。

さらに、不適正な食品表示に関する監視強化のため、関係機関とのネットワークを構築し、連携を図っています。



食品表示調査



食品表示行政担当者の知識習得及び連携強化のための研修会

米穀等の流通の監視・指導を行っています。

米トレーサビリティ法により、お米・米加工品・米飯類等の取引記録の作成・保存と産地情報の伝達が義務付けられています。

外食事業者等が消費者への産地情報の伝達などを適切に行っているかについて監視・指導を行うとともに、事業者等への米トレーサビリティ制度の普及啓発を行っています。

また、「食用に不適と判断されたお米が適正に処分されているか」「飼料用米等用途が限定された米が用途外に使用されていないか」や、検査機関による米麦などの農産物検査が公正に実施されているかについても監視・指導を行っています。



店内における産地情報の掲示例

※ トレーサビリティとは、生産、加工及び流通の各段階において食品の移動の記録を作成し保存しておくことにより、問題のある食品が生じた場合に遡及と追跡が行えるようにすることです。

国産牛肉の信頼を確保するための監視・指導を行っています。

牛トレーサビリティ法により、牛一頭ごとに個体識別番号を付した耳標を装着し、出生から食肉として販売・提供されるまで、情報を一元管理することが義務付けられています。

このため、生産段階（畜産農家、農場）から流通・販売段階（食肉販売業者や焼肉店等）に至る

まで、個体識別番号の表示・伝達状況などの監視・指導を行っています。

また、販売されている国産牛肉（精肉）の個体識別番号が適正であることを確認するため、牛肉のDNA鑑定を行っています。

牛トレーサビリティ法の仕組み



※ 商品ラベルに表示されている個体識別番号から、使用されている原料肉の牛が、どこで生まれ、育てられ、食肉処理されたか、品種は何かなどの情報をインターネットで調べることができます。

違法に採捕された水産物の流通を防止しています。

水産流通適正化法の制定（令和4年）により、違法に採捕された水産物の流通を防止するため、アワビ、ナマコについては採捕者及び取扱事業者の届出、採捕者及び取扱事業者間における漁獲番号等の情報の伝達、取引記録の作成・保存等が義務付けられています。

このため、取扱事業者を巡回し、監視・指導を行っています。



市場に流通するアワビ

安全な農畜水産物の生産の確保

安全な農畜水産物を安定的に生産するためには、肥料、農薬、飼料、動物用医薬品等生産資材の安全性の確保と、生産過程における適正な使用が不可欠です。

肥料の品質を確保するため、肥料法に基づき、指定混合肥料の届出受付業務や普通肥料の登録更新審査を行っています。また、指定混合肥料について肥料生産業者に立入検査を行い、帳簿の保存や保証成分量などが適正に表示されているか確認しています。



生産業者への立入検査



指定混合肥料 (サンプル)

関係法令に基づき、飼料製造業者等の届出受付業務や動物用医薬品製造販売業者等の許可・登録・更新等の審査を行っています。また、輸入された飼料原料のとうもろこしについて港湾サイロに立入検査を行い、かび毒や重金属、残留農薬が基準内であるか確認しています。



港湾サイロにおける立入検査

生産者を対象に農薬の使用状況及び残留状況調査を実施し、不適正使用の防止を図るとともに、適正な使用・管理及び農薬事故防止について普及啓発を行っています。

また、農産物に含まれる有害化学物質（カドミウム、ヒ素、かび毒等）の実態調査や汚染防止の指導を行っています。



有害化学物質調査の試料採取



赤かび病が発生した小麦

重要病害虫の発生予防とまん延防止

わが国の農業に重大な損害を与えるおそれがある病害虫について、県と連携して、発生予防や防除等の情報を農業関係者に提供しています。

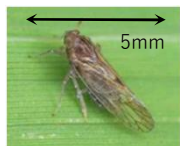
また、化学農薬のみに依存しない「総合防除」※を推進しています。

近年は、気候変動、人やモノの移動の増加により病害虫の侵入リスクが増していることから、国内への侵入を警戒すべき重要病害虫に関する情報を関係者と共有し、侵入やまん延防止を図っています。

【管内で発生した病害虫による被害】

令和2年産水稻において大きな被害が発生

トビイロウンカ



移動型(長翅)

被害(坪枯れ)となったほ場



【令和2年作況指数】

中国地域:92(不良)

四国地域:96(やや不良)

資料:中国四国農政局調べ



定着型(短翅)

【侵入を警戒すべき重要病害虫】

国内に存在しない、若しくは国内の一部に存在し、まん延した場合に重大な被害を与えるおそれが高いもの。

- ・ミカンコミバエ種群
- ・アリモドキゾウムシ
- ・トマトキバガ 等 38種

トマトキバガは令和3年に九州で初確認。令和4年5月以降、管内8県でトラップへの誘殺を確認。



トマトキバガ
(幼虫)



被害を受けた葉や果実

※「総合防除」とは、病害虫の被害の軽減を図るため「予防、判断、防除」の取組を組み合わせ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫の発生を抑制する取組です。

鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病の発生予防とまん延防止

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病は、畜産業ばかりか地域経済にも甚大な被害をもたらすことから、「発生の予防」、「早期の発見及び通報」及び「迅速かつ的確な初動対応」に重点を置いた家畜防疫体制の強化が求められています。

管内各県等が取り組む家畜衛生に関する監視・危機管理体制の強化・整備などについて、支援を行っています。



家畜伝染病防疫講習会での防疫服着脱訓練
(中国四国農政局)



高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫作業
(岡山県提供)

職員を対象に家畜伝染病防疫講習会等を開催し、迅速・的確な防疫支援に備えるとともに、実際に家畜伝染病が発生した場合には、発生県からの支援要請に応え、発生農場における防疫作業等に職員を派遣しています。

農林水産省 中国四国農政局

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
電話 086-224-4511 (代表)

消費・安全部

(岡山第2合同庁舎 9・10階)

- 消費生活課
TEL 086-224-9428
(直通：消費者相談窓口)
- 米穀流通・食品表示監視課
TEL 0120-558-110
(直通：食品表示110番窓口)
- 農産安全管理課
TEL 086-223-7673
(直通：農薬・肥料相談窓口)
- 畜水産安全管理課
TEL 086-227-4302
(直通：ペットフード安全法に関する窓口)

